

奈良県議会議員の政治倫理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和五年三月二十七日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県条例第四十五号

奈良県議会議員の政治倫理に関する条例の一部を改正する条例

奈良県議会議員の政治倫理に関する条例（平成十六年六月奈良県条例第五号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第四号中「請負をし、又は」を「請負（業として行う工事の完成若しくは作業その他の役務の給付又は物件の納入その他の取引で県等が対価の支払をすべきものであつて、各会計年度において支払を受けるべき当該価の総額が地方自治法（昭和二十二年法律第六百十七号）第九十二条の二に規定する政令で定める額を超えるものをいう。以下この号において同じ。）をせず、及び」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の奈良県議会議員の政治倫理に関する条例第三条第一項の規定は、施行の日以後に契約を締結した請負について適用し、同日前に契約を締結した請負については、なお従前の例による。